



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 中央紙器工業株式会社
代表者名 取締役社長 神谷 兼弘
(コード番号： 3952 名証第二部)
問合せ先 取締役事務統括部長 南谷登志宏
電話 (052) 400-2800

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役の選任に伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社定款第 30 条に社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

(変更箇所：下線部)

現行定款	変更案
第 1 条 ～ 第29条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第 1 項の責任につき、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 (新設)	第 1 条 ～ 第29条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第 1 項の責任につき、会社法第427条第 1 項の規定により、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令で定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第31条 ～ 第44条 (条文省略)	第31条 ～ 第44条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）
平成 26 年 6 月 26 日（木曜日）

以 上